

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの
排出の抑制等のため実行すべき措置について
定める計画（政府実行計画）

平成 2 8 年 5 月

環 境 省 編

目 次

○政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の概要 -----	1
○政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める計画（政府実行計画） （平成28年5月13日閣議決定） -----	2
○政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める計画の実施要領 （平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ） -----	1 2
○省エネルギー診断の実施について （平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ） -----	2 4
○エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について （平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ） -----	2 6
○LED 照明の導入について （平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ） -----	3 2
○政府実行計画の実施の支援体制について （平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ） -----	3 4

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める計画（政府実行計画） 概要

- 地球温暖化対策計画に即して、政府のオフィス等に関する温暖化対策の計画である政府実行計画を策定。
- 政府が率先した取組を行うことで、地方公共団体や民間企業への波及を期待。

（１）目標・計画期間

- ① 2013年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの2030年度における排出量を政府全体で40%削減することを目標とする。
- ② 中間目標として2020年度までに政府全体で10%削減することを目標とする。
- ③ 2016年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、2020年度中に、2021年度以降の政府実行計画について見直しを行う。

（２）主な措置の内容

- ① 大規模な庁舎から順次、省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づく運用改善を行い、さらに施設等の更新時期も踏まえ費用対効果の高い合理的なハード対策を実施する。
- ② エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。
- ③ 政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上（※環境省調査では2015年度の導入割合は6.5%と推計、調査をした約1,200の施設のうち、1/5の施設で一部又は全部LEDを導入。）とすることに向けて努める。
- ④ 2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020年度の中間目標として、政府全体で公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。
（※2015年度の政府全体の公用車約23,000台のうち、次世代自動車の導入割合は10.7%）
- ⑤ 太陽光発電、バイオマスエネルギー等の再エネの計画的有効利用や、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。
- ⑥ 公用車の効率的利用、自転車等の活用、木材製品の活用等のほか、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択を図る。
- ⑦ 庁舎のエネルギー消費実態の公開、温室効果ガス排出量（単位当たり）等のベンチマーク評価の導入、ワークライフバランスの配慮等のソフト対策を行う。
- ⑧ 2020年度までに新築建築物でZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することを目指す。
- ⑨ 事務所の単位面積当たりの電気使用量、燃料の使用量、用紙の使用量等について定量的な目標を設定し、削減に努める。
- ⑩ 職員に、「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」等の取組の実施を奨励する。



今年3月に環境大臣室にLED照明を導入



次世代自動車

（３）関係府省ごとの実施計画、実行計画の点検

- ① 関係府省は、政府実行計画に即し、それぞれ実施計画を策定。PDCAサイクルを導入し、毎年点検結果を公表する。
- ② 政府実行計画のPDCAについては、これまで同様、毎年度、地球温暖化対策推進本部幹事会が行う。（環境省において、関係府省の実施状況及び実施計画の点検結果をとりまとめ、中央環境審議会の意見を聴取。）

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

〔平成28年5月13日
閣議決定〕

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）においては、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることが求められている。特に政府は、通常の経済活動の主体として国民経済に占める位置が極めて大きいことから、自らがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することによる地球温暖化対策の推進が大きく期待され、また、地方公共団体や事業者、国民の自主的積極的な措置を求めるためにも、政府自らが率先して実行することの意義は高い。

2015年7月17日に気候変動枠組条約事務局へ提出された2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案では、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準にすることとしている。また、2015年11月30日から12月13日までフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組の合意を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。

このような状況を踏まえ、新たな「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）を以下のとおり策定する。

所管の政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等においてもこの計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることを期待し、本計画の周知を図るとともに、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行う等必要な支援に努めるものとする。

第一 政府実行計画の対象となる事務及び事業

政府実行計画の対象となる事務及び事業は、原則として、政府の各行政機関（以下「関係府省」という。）が行うすべての事務及び事業とする。¹

第二 政府実行計画の期間等

政府実行計画は、2016年度から2030年度までの期間を対象とするものとする。ただし、2019年度までの実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、2020年度中に、2021年度以降の政府実行計画について見直しを行うものとする。

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

¹ 自衛隊の防衛装備品の運用に伴う排出については、国の安全の確保に直結する特殊な事業であることを踏まえ、これまでの政府実行計画の対象外としてきており、引き続き本計画においても同様の取扱いとする。

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、２０１３年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を２０３０年度までに４０％削減することを目標とする。また、中間目標として、政府全体で２０２０年度までに１０％削減を目指すこととする。

この目標は、関係府省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

第四 措置の内容

１ 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和２６年法律第１８１号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成６年１２月１５日建設省告示第２３７９号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成１７年５月２７日国土交通省告示第５５１号）、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成２４年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１１９号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

（１）建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- ② 関係府省において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ③ エネルギー管理の徹底を図るため、関係府省において、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（ＢＥＭＳ）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。ＢＥＭＳにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータについては、関係府省のホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。

（２）温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
- ② 建築物の断熱性能の向上に資する建具等の利用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能や日射遮蔽性能の向上に

努める。

- ③ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき庁舎等における木材の利用に努める。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、H F Cを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑥ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を図る。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を図る。
- ② このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房の適正な温度管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図る。

(5) 再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの計画的な有効利用を図る。
- ② このため、庁舎や公務員宿舎に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の規模・用途等を検討し、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(6) 太陽光発電の導入の整備方針

地方支分部局も含め国の庁舎について、太陽光発電の導入について、以下の整備方針に基づき進める。

ア 新築の庁舎における整備

新築の庁舎については、太陽光発電の導入を図る。

イ 既存の庁舎における整備

既存の庁舎については、その位置、規模及び構造を総合的に判断し、太陽光発電の導入を図る。

ウ 整備計画の策定

関係府省ごとに、これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎の新改築の予定を踏まえ、必要に応じてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(7) 水の有効利用

雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。

(8) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 建築物の建築等に当たり、断熱性能の向上に資する構造の整備その他の必要な温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じる。このため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、設計者が、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。
- ② 敷地内の緑化や保水性舗装、散水に努めるとともに、ごみが不法投棄されないよう努める等所管地の管理に当たって環境の保全を図る。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

施設や機器の効率的な運用に資する制御装置等の補助的設備の導入を図る。

エ 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

建築物の省エネルギー性能向上等により、2020年度までに新築建築物でZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することを目指す。

2 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び環境配慮契約法に基づく環境物品等の調達等を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 次世代自動車の導入

- ① 政府の公用車については、2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。
2020年度の間目標として、政府全体で公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努めることとする。
- ② このため、関係府省は、更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入することとする。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに政府全体で概ね15%以上削減することに向けて努めることとする。このため、公用車等の効率的利用等を図るとともに、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② このため、霞が関の中央省庁においては、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する霞が関ノーカーデーを実施する。
- ③ 霞が関及び地方支分部局等において、通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(3) 自転車の活用

霞が関及び地方支分部局等の所在地における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図る。

(4) 小売電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

(5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

- ① 政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努めることとする。
- ② このため、以下の方針に沿ってLED照明を導入することとする。
 - i) 関係府省において、庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
 - ii) 関係府省において、既存照明の更新時には、以下のとおりとする。
 - ・既存照明の約半数が、2015年度時点で設置・更新後15年以上経過し、エネルギー効率が低い照明機器が法定耐用年数以上使用されていることを踏まえ、設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
 - ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものであっても、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
 - iii) ii) 以外のものについては、2020年度の政府実行計画の見直しの際に、

ＬＥＤ照明の効率性向上や価格低下の状況を踏まえ、ＬＥＤ照明への早期切替えに関する具体的な方針を検討することとする。

イ 省エネルギー型ＯＡ機器等の導入等

エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のＯＡ機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに極力切り替えることとし、更新に当たって計画的に実施する。また、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

ウ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

(6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を、２０１３年度比で、２０２０年度までに政府全体で概ね１０％以上削減することに向けて努めることとする。このため、審議会等資料の電子媒体での提供（審議会等のペーパーレス化）、業務における資料の簡素化、両面印刷等を極力行うこととする。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

イ 合法木材、再生品等の活用

合法性が証明された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

(8) ＨＦＣ等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア ＨＦＣの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した製品を積極的に選択する。また、ＨＦＣを使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより小さいものを積極的に選択する。
- ② エアゾール製品を使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成１３年法律第６４号）に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。

ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（ SF_6 ）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていた SF_6 について、回収・破壊等を行うよう努める。

(9) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 温室効果ガスの排出の少ない製品、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の選択を計画的に実施する。
- ② バイオマス燃料、都市ガス、LPG等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用を図る。

イ 製品等の長期使用等

詰め替え可能な製品等の積極的利用等により、製品等の長期使用等を図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、機種及び設置台数の見直しを通じ省エネルギー化を促すとともに、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促す。また、コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

過剰に包装された商品の購入を極力避ける。

オ メタン（ CH_4 ）及び一酸化二窒素（ N_2O ）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備におけるエネルギーの使用の合理化を図る。
- ② 庁舎から排出されるごみの直接埋立量を縮減するよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。
- ③ ほ場の管理の改善及び家畜の飼養管理技術の確立等を図る。
- ④ 家畜排せつ物の適正な処理及び循環資源としての利用を図る。
- ⑤ 笑気ガス（麻酔剤）の適正な使用を図る。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① 事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに政府全体で概ね10%以上削減することに向けて努めることとし、このため、庁舎における節電等を図るとともに、節電等のための取組の管理を徹底する。
- ② エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、政府全体で

2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて計画的な管理、削減に努める。

- ③ 省CO₂に資する適正な施設の運用管理を徹底する。
- ④ 庁舎に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに政府全体で10%以上削減することに向けて努めることとし、このため、庁舎における節水等を図る。

(2) ごみの分別

事務室段階でのごみの分別回収を徹底する。

(3) 廃棄物の減量

- ① 事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量を、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）を踏まえつつ削減に向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを図る。
- ② 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(4) 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。

(5) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

政府が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、政府が後援等をする民間のイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。

4 ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進等、省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による

電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

(4) その他

昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施するとともに、関係府省間で優良事例を共有する。

5 関係府省ごとの実施計画の策定

- (1) 関係府省は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (2) 関係府省ごとに策定する実施計画は、2016年度から開始し、2030年度までを目標期間とする。但し、2019年度までの実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、2020年度中に、2021年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。また、第四の1の(1)②及び③、2の(1)、(4)、(5)ア①及び②に定める取組をはじめ、関係府省ごとの削減目標の達成に必要な取組を盛り込むこととする。加えて、第四の2の(1)①、(2)ア①、(5)ア①、3の(1)ア①②、イに定める政府全体の目標を踏まえ、個別の対策の目標を関係府省ごとに設定することとする。この際、組織・施設ごとに温室効果ガスの排出削減計画を盛り込むこととする。
- (3) 実施計画において、策定、評価・点検を行う部局を明確化するとともに、PDCAサイクルを導入する。また、点検結果の公表に当たっては、組織の大幅改編等の要因分析も併せて公表することとする。さらに、関係府省の担当部局間で省CO₂化の経験やノウハウ・技術を共有する。
- (4) 関係府省は、(2)に掲げた取組その他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及を牽引する役割を果たす。このため、2013年度を基準として、政府全体で温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減し、中間目標として2020年度までに10%削減することを踏まえ、2030年度及び2020年度の削減目標を関係府省ごとに設定することとする。関係府省が設定した中間目標については、政府全体の中間目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認する。
- (5) これらの目標は、関係府省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

6 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- (1) 政府実行計画の推進・点検については、地球温暖化対策推進本部幹事会において行う。関係府省は、その取組の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。環境省は、関係府省の実施計画の点検結果を取りま

とめ、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。

- (2) 透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの政府実行計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。その際、中央官庁庁舎の単位当たりの温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量をベンチマーク指標として参照する。

(備考)

政府実行計画を効果的に実施するために有効な具体的、細目的な措置については、別途実施要領を定める。

**政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため
実行すべき措置について定める計画の実施要領**

平成 28 年 5 月 13 日
地球温暖化対策推進本部
幹 事 会 申 合 せ

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、関係府省が行う具体的細目的措置を以下のとおり定める。

関係府省は、政府実行計画第四の 5 の関係府省ごとの実施計画の策定に当たっては、それぞれの実情に応じ可能な限り積極的にこれらの措置を実施し、併せてその他の適切な措置を行うことにより、関係府省ごとの実施計画の目標の達成、ひいては、政府実行計画の達成に最大限努力するものとする。

本実施要領は、必要に応じ、見直しを行うものとする。

1 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- ② 関係府省において、大規模な庁舎（中央官庁庁舎及び延床面積が 5 万平米以上の地方庁舎をいう。以下同じ。）から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ③ 大規模な庁舎における省エネルギー診断の終了後、その結果も踏まえ、2019 年度までに、延床面積が 1 万平米以上の地方庁舎及び 1 万平米未満の施設から抽出した代表的な施設においても省エネルギー診断を実施する。
- ④ エネルギー管理の徹底を図るため、関係府省において、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。BEMS により把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータについては、関係府省のホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。また、関係府省間での横断的な評価は、政府実行計画の PDCA プロセスの中で実施する。
- ⑤ 中央官庁庁舎の入居官庁は、各庁舎の単位面積当たりの電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量並びにそれに伴う温室効果ガスの排出量を、2013 年度比で、2020 年度までに一定比率低減させる目標を立てるとともに、その達成

に努める。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。
また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑥ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入等

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ③ また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(5) 再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽熱、バイオマスエネルギー等

の再生可能エネルギーを活用した設備を導入する。

- ② 庁舎や公務員宿舎に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。
- ④ 建築物の規模・用途等を検討し、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(6) 太陽光発電の導入の整備要領

- ① 周辺の整備状況や気候等の地域的条件、建物の使用条件等を考慮しつつ、施策の効果を有効に発揮できるよう整備するものとする。
- ② 国民への施策の周知について考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備するものとする。
- ③ 既存庁舎へ整備する場合は、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナンス等を考慮するものとする。

(7) 水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ③ 節水トイレの設置を図る。
- ④ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ⑤ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(8) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ③ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ④ 建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。
- ⑤ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。
- ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るとともに、休閑地に

については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。

- ③ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ④ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑤ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑥ 庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力S F 6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。
- ⑦ 建築物の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

- ① 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

エ 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

建築物の省エネルギー性能向上等により、2020年度までに新築建築物でZ E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することを目指す。

2 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 次世代自動車の導入

- ① 政府の公用車については、2030年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（H V）、電気自動車（E V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）、燃料電池自動車（F C V）、クリーンディーゼル自動車（C D V）、C N G自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020年度の間目標として、政府全体で公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努めることとする。
- ② これらの目標を達成するため、関係府省は、計画的に次世代自動車を導入することとする。

- ③ 車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機を積極的に活用する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ 夏期におけるカーエアコンの設定温度を1度アップする。
- ⑥ ガソリンを満タンにしない。
- ⑦ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑧ 霞が関地域において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
 - ・警備上支障のある場合
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・業務上支障のある場合
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ⑨ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑩ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

(3) 自転車の活用

霞が関及び地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進する。

(4) 小売電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を極力図る。

(5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

- ① 政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努めることとする。
- ② このため、以下の方針に沿ってLED照明を導入することとする。

- i) 関係府省において、庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ii) 関係府省において、既存照明の更新時には、以下のとおりとする。
 - ・既存照明の約半数が2015年度時点で設置・更新後15年以上経過し、エネルギー効率が低い照明機器が法定耐用年数以上使用されていることを踏まえ、設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
 - ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- iii) ii) 以外のものについては、2020年度の政府実行計画の見直しの際に、LED照明の効率性向上や価格低下の状況を踏まえ、LED照明への早期切替えに関する具体的な方針を検討することとする。

イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

ウ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(6) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、関係府省の部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。

- ⑥ 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ⑦ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスモール化を図る。
- ⑧ 審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、配布資料の削減を図る（審議会等のペーパーレス化）。
- ⑨ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑩ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑪ 電子決裁の推進を図る。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(8) H F C等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。

ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F 6）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力S F 6

の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。（再掲）

(9) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、L P G等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、L P G等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ⑥ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

イ 製品等の長期使用等

- ① その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ③ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ④ 庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
- ⑤ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑥ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びH F Cを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（ CH_4 ）及び一酸化二窒素（ N_2O ）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。
- ③ 水田における水管理方法の改善を極力図る。
- ④ ほ場における施肥方法の改善を極力図る。
- ⑤ 家畜の飼養管理技術の開発に関する研究を進める。
- ⑥ 家畜排せつ物の適正処理や循環資源としての利用のための技術の開発に関する研究を進める。
- ⑦ 笑気ガス（麻酔剤）の漏出防止等を極力図る。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。（再掲）
- ④ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ⑤ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑥ 発熱の大きいO A機器類の配置を工夫する。
- ⑦ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑧ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑨ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑩ 給湯器へのエコノマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑪ 庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑫ 冷蔵庫の効率的使用を図る。

- ⑬ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。
- ⑭ コージェネレーションシステムを導入している場合には、同システムの停止時間中の電力購入量の増加と燃料使用量の減少による温室効果ガスの排出量が最小となるよう運用時間を適切なものとする。

イ 庁舎における節水等の推進

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水压を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
- ⑥ 必要に応じ、食器洗い機を導入する。

(2) ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。
- ④ リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ⑤ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。（再掲）
- ⑥ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。（再掲）
- ⑦ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。（再掲）
- ⑧ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。（再掲）
- ⑨ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑩ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑪ 厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑫ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- ⑬ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。

- ⑭ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。
(再掲)
- ⑮ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑯ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(4) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(5) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用に努める。
- ② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

4 ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、主催会議の中止を進める。
- ② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底や、事務の見直しによる夜間残業の削減を図る。
- ③ テレワークの推進を図る。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- ④ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

(4) その他

昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など「省ＣＯ₂行動ルール」を策定し、実施するとともに、関係府省間で優良事例を共有する。

5 政府実行計画及び関係府省ごとの実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 関係府省ごとに策定する実施計画に盛り込む温室効果ガス排出削減計画においては、以下の組織・施設ごとの削減計画を定めることとし、その内容には、少なくとも、当該組織・施設ごとの排出量の目標、具体的な取組及び可能な限りその削減効果並びに計画の推進体制について盛り込むこととする。また、計画の実行責任者は、地球温暖化対策推進本部幹事会申合せで定める支援チームに対し、技術的な協力を要請することができる。
 - ・ 本府省
 - ・ 地方支分部局等ごと
 - ・ 中央合同庁舎ごと
 - ・ 地方合同庁舎ごと
- ② 関係府省ごとの推進・評価・点検体制の長は、内部組織全体の温室効果ガス排出の抑制等のため実行すべき措置の実施を統括できる者（局長（官房長）相当職以上の者）を指名するとともに、評価・点検を行う部局を明確化し、PDCAサイクルを導入する。また、関係府省は、当該府省の全組織・全職員に対し、あらためて、本計画の周知を徹底することとする。
- ③ 政府実行計画及び関係府省ごとの実施計画の実施状況については、関係府省において自主的に点検を行うとともに、環境省は、関係府省の実施計画の点検結果をとりまとめ、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。その結果を踏まえ、地球温暖化対策推進本部幹事会において、毎年、関係府省の成果を取りまとめた上、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量等の政府実行計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。その際、中央官庁庁舎の単位当たりの温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量をベンチマーク指標として参照する。また、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。
- ④ 総務省の行政評価・監視において、政府実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、関係府省はこれに積極的に対応する。

省エネルギー診断の実施について

平成 28 年 5 月 13 日
地球温暖化対策推進本部
幹事会申合せ

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、関係府省庁による省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）の実施について以下のとおり申し合わせる。

1. 基本的な考え方

庁舎等において効率的かつ効果的に排出削減対策・省エネルギー対策を進めるためには、専門家による助言を受け、それを基に取り組むことが重要である。

そのため、関係府省において、その庁舎等施設の省エネ診断を実施する。診断結果に基づき、まず、エネルギー消費機器や熱源の運用改善（運転条件の変更等）を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ、費用対効果の高い合理的なハード対策を計画し、実施する。

また、1 施設当たりの診断に要する費用を抑えつつ、可能な限り多くの施設において実施するものとする。

2. 省エネ診断の実施方法

（1）担当技術者要件、診断項目等

○担当技術者要件、診断項目等は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）の基本方針に定める「省エネルギー診断」によるものとする。

○関係府省において統一的に省エネ診断を実施するため、環境省は仕様書の雛形を作成し、関係府省の施設管理者はそれを参考にして業務発注を行う。

※運転・監視業務を業務委託し、技術員が常駐している施設では、診断を庁舎

管理業務の一環として行うことも考えられる。ただし、この場合においても、担当技術者や診断項目等はグリーン購入法の基本方針に定めるとおりとする。

（２）省エネ診断受診の対象施設、段取り

省エネ診断の実施には一定の費用及び期間を要することから、効率的かつ効果的に診断を実施していく必要がある。

このため、多種多様なエネルギー消費設備を有する等、小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から診断を実施することが適当であり、具体的には次の段取りにより省エネ診断を実施していく。

（第１段階）関係府省が、2017年9月末までに、原則として以下の施設において省エネ診断を実施する。（ただし、2012年度以降に診断済みの施設を除く）

- ・ 霞が関中央官庁舎のすべて
- ・ 50,000 m²以上の大規模な地方官庁庁舎のすべて

（第２段階）関係府省が、2018年度から2019年度までに、原則として以下の施設において省エネ診断を実施する。（ただし、2013年度以降に診断済みの施設を除く）

- ・ 10,000 m²以上 50,000 m²未満の地方官庁庁舎のすべて
- ・ 10,000 m²未満の地方官庁庁舎から抽出¹された施設用途別の代表的な施設

3. 省エネ診断の結果の活用方法

- （１）関係府省は、庁舎の運用改善により実施可能な対策については、速やかに実施する。
- （２）関係府省は、設備改修等を行う場合には、インフラ長寿命化計画の個別施設計画による改修時期を参考として、実現可能性の高い対策の実施計画を策定し実施する。
- （３）関係府省は、省エネ診断の受診により得られた知見について、分析・整理し、他の庁舎等における対策に活用するよう努める。

¹ 環境省が抽出し、関係府省と協議して、2016年度中に選定する。

エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について

平成 28 年 5 月 13 日
地球温暖化対策推進本部
幹事会 申合せ

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、関係府省によるエネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について以下のとおり申し合わせる。

1. 基本的な考え方

庁舎等においてより徹底した排出削減対策・省エネルギー対策を進めるためには、用途別・設備別でエネルギーの使用状況を見える化（計測・表示）し、機器・設備について最適な運転を行うことが必要である。また、エネルギー消費データを利活用することにより、より効率的なソフト（運用）対策を行うことも可能となる。

そのため、霞が関中央庁舎等の大規模な庁舎から BEMS を率先的に導入する等、見える化やエネルギー消費の最適化を図り、庁舎の省エネについて不断の改善に取り組むこととする。

加えて、見える化や省エネの取組について、関係府省間で経験を共有し、関係府省において更なる改善につなげることとする。

2. 大規模な庁舎におけるエネルギー消費の見える化とエネルギー管理の方法

（BEMS を活用する場合）

（1）BEMS 導入の対象施設

施設を管理する関係府省において BEMS を導入する際は、一定の費用及び期間を要することから、効率的かつ効果的な導入が求められる。

このため、小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から導入することが適当であり、具体的には次の段取りにより導入していく。

なお、BEMSの導入に関する諸般の事項について、設備更新のタイミングに合わせるなど経済合理性に配慮し、施設を管理する関係府省において柔軟に判断する。

(第1段階) 原則として以下の施設においてBEMSを導入する¹。

- ・ 霞が関中央官庁庁舎
- ・ 50,000 m²以上の大規模な地方官庁庁舎

(第2段階) 50,000 m²未満の地方官庁庁舎への導入方針については、2020年度中に実施される政府実行計画の見直しに併せて検討する。

(2) 導入するBEMSの一般的な仕様(整備する機器等)

ここで記載したものは、第1段階の対象となっている一定規模以上の庁舎において導入するBEMSの仕様として一般的なものであるが、個別施設のエネルギーの利用実態等に応じて、施設を管理する関係府省が仕様の内容を改善することとする。

①機器等

管理システム(EMS²)、計測計量器(メーター等)、制御機器(可変風量制御装置等のコントローラ、センサー)、監視システムと各計測・制御対象機器をつなぐ諸設備(配線、中継装置等) 等

②計測ポイント³

a 受入エネルギー

電気、ガス、水、油、地域冷暖房(冷温水、蒸気等)について「ビル

¹ BEMSを導入する上で、中央監視制御設備(BAS)、計測対象機器(熱源、空調、給湯)の更新や機能の追加が必要か否か、または更新や機能の追加に合わせてBEMSを導入した方が合理的か否かについて、エネルギー管理士等の専門家と相談しつつ、施設を管理する関係府省がBEMSの導入の進め方を柔軟に判断することとする。

² 設備関係の情報は、中央監視制御設備等の情報を取り入れて使用。

³ 計測ポイントについては、各庁舎の規模や利用実態によって変わることから、本政府実行計画における一般的な仕様を参考に、エネルギー管理士等の専門家と相談しつつ、関係府省が柔軟に判断することとする。

単位」で計測。(計測間隔は原則電力が 30 分間以内、ガスが 1 時間以内。)

b 用途別エネルギー

熱源、給湯、照明、コンセント、空調動力、その他（エレベーター、通信設備等）について「ビル単位」で計測。(計測間隔は原則 a の受入エネルギーと同等。)

c 主要設備のエネルギー

エネルギー消費が多い空調熱源設備を中心に、効率算出や作動分析ができるよう計測。(具体的な計測対象例：熱源機エネルギー消費量、発生熱量、熱源機運転状態、外気温湿度、冷温水搬送流量・熱量、送水圧力、ポンプ電力量、ポンプ運転台数等。計測間隔は原則 1 時間以内当たりの空調熱源システムのエネルギー効率算出が可能となるよう各々で設定⁴。)

d 消費先別エネルギー（環境省で先行実施）

照明電力量、コンセント電力量、室内温度、空調動力、空調熱量、サーバー電力量等を「代表階・代表エリア」で計測⁵。(空調に関連する設備のエネルギー使用量については、計測間隔を原則 1 時間以内とする。)

③制御装置

BEMS の導入に当たっては、下記制御装置の採用を検討する⁶⁷。また制御機能は、原則として監視システムと連携させ、自動的な最適制御を実施する。

- ・熱源最適化運転制御（熱源台数制御、送水温度可変制御、冷却塔制御等）
- ・冷温水搬送ポンプ制御（可変流量制御、最適送水圧力制御等）
- ・空調運転制御（可変風量制御、間欠運転制御等）

⁴ 計測は実測が望ましいが、一部は推計により効率を算出することも妥当。

⁵ 全フロアで実施するのが望ましいが、代表階・代表エリアの計測も妥当。

⁶ 既存施設における制御装置の付加の可否・必要性については、各庁舎の規模や利用実態によって変わることから、本政府実行計画における一般的な仕様を参考に、省エネ診断の結果を活用し、エネルギー管理士等の専門家と相談しつつ、施設を管理する関係府省が柔軟に判断することとする。

⁷ 制御機能の追加は、原則として既存設備への追加とする。(制御機能の追加のみを理由とした設備の買換えを求めるものではない。)ただし、設備更新時には、制御機能が付加された設備の導入を原則として検討することとする。

- ・外気取入量制御（CO2 濃度センサー制御、外気冷房制御等）
- ・タイムプログラム（照明スケジュール、空調・換気スケジュール等）

（３）BEMSデータの活用方法

ア BEMSデータの分析、データ管理

- ①BEMSデータの分析については、庁舎等にエネルギー管理士がいる場合は、エネルギー管理士によるデータ分析が想定される。
他方、エネルギー管理士が業務量上等の理由により分析困難な場合や、庁舎等にエネルギー管理士がいない場合については、エネルギー管理の専門家によるデータ分析・改善項目の提示（週次、月次レポート等）を委託することも想定される。
- ②データの管理は、一義的には関係府省の施設管理担当課室が行うことが想定される。過去数年分については関係府省にて保存・管理することとする。

イ BEMSデータの分析結果に基づく運用改善

①施設管理者向け見える化による運用改善

施設管理者が、エネルギー使用状況や設備作動状況を定量的に把握することにより、省エネ対策の推進力を向上させる。

- i) エネルギー使用状況の把握による運用改善
 - ・ベンチマーク評価による他庁舎との比較を通じた更なる改善余地の発見（詳細はウで後述。）
- ii) 設備作動状況の把握による運用改善
 - ・運転スケジュール、運転条件の見直しなどの運用改善の実施
 - ・設備効率改善や各種省エネ機能導入に向けた省エネ対策計画の具体化

②利用者向け見せる化による運用改善（２．（２）② d の計測を行う場合）

庁舎等の利用者に、エリア単位でのエネルギー使用状況や設備作動状況

を示すことにより、利用者自身による省エネ行動を促進する。

- ・照明電力量

24 時間グラフで昼休み消灯や残業中の不要箇所の消し忘れをチェック

- ・コンセント電力量

深夜や休日の推移グラフで不在時の無駄な待機時消費電力をチェック

- ・空調

外気条件に応じて、利用者自身による窓開けやブラインドの活用を行う。

ウ BEMS データを活用することによる各種対策の効果検証

BEMS のデータを活用し、施設を管理する関係府省が、単位面積あたりの空調・照明・コンセントのエネルギー消費量等を算出し、BEMS 導入施設における各種対策の効果について自ら評価を行う。

その上で、施設を管理する関係府省間の横断的な評価は、政府実行計画の PDCA プロセスの中で実施する。

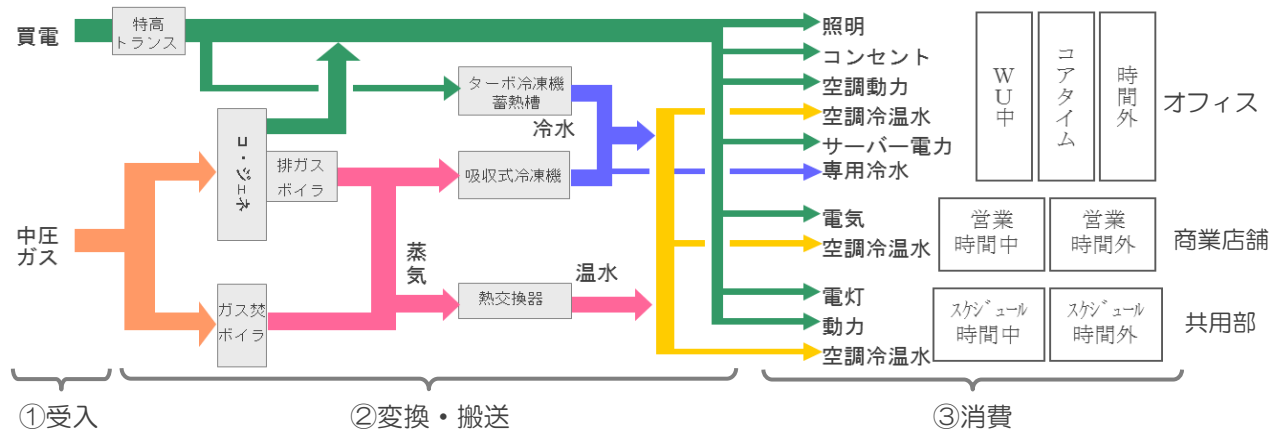
その際、庁舎等の構造によってエネルギー効率が変わるため、単純な比較は難しいことを踏まえつつ、関係府省間等で詳細なエネルギー消費実態を比較・分析することで、更なる改善余地を明らかにする。

3. BEMS を活用しない場合のエネルギー消費の見える化とエネルギー管理の方法

BEMS を活用しない場合においても、中央監視制御設備等から取得したデータをもとに、2. (3) に準じてエネルギー消費の見える化とエネルギー管理によるエネルギー消費の最適化を図り、庁舎の省エネについて不断の改善に取り組むこととする。

BEMSの概要

BEMSとは、下図に示すとおり、①受入、②変換・搬送、及び③消費のそれぞれのポイントにおいて、使用するエネルギーを用途別・設備別等で計測することにより、建物内で使用する電力等のエネルギー使用量を計測し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明機器等の「制御」を効率よく行うエネルギー管理システムをいう。



BEMSの計測・制御により、空調熱源効率やポンプ搬送効率などの機器単位ではなく、空調システム全体の効率を最適化しエネルギー消費効率を向上することが可能となる。具体的には、エネルギーの変換・搬送（例：空調の熱源機、ポンプ等）と、消費（例：空調機）の間のエネルギー需給の不一致（出力過剰等）を適正化することが可能となる。

BEMSの計測結果に基づき、省エネ手法の選択（PLAN）、省エネ手法の運用（DO）、運用状態の分析（CHECK）、改善対策の実施（ACTION）等のPDCAサイクルの実現が期待される。

また、空調やポンプ等の機器単位の見える化の効果としては、機器の定格能力（容量）に対し、当初予定していた使用条件とは異なりオーバースペックとなる場合、設備更新時に機器の定格能力（容量）を小規模化（ダウンサイジング）するなど、設備更新費用の低減も期待される。

LED照明の導入について

平成 28 年 5 月 13 日
地球温暖化対策推進本部
幹事会申合せ

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、関係府省による LED 照明の導入について以下のとおり申し合わせる。

1. 基本的な考え方

地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）において、「LED 等の高効率照明が、2020 年までにフローで 100%、2030 年までにストックで 100% 普及することを目指す」とされていることを踏まえ、政府自らが率先して LED 照明を導入することとする。

そのため、政府全体の LED 照明のストックでの導入割合を、2015 年度の 6.5% から、2020 年度までに 50% 以上とすることを目指す。

2. LED 照明の導入方法

（１）関係府省において、庁舎の新築・改修時には、原則として LED 照明を導入する。

（２）施設を管理する関係府省において、既存照明の更新時には、以下のとおりとする。

① 既存照明の約半数が、2015 年度時点で設置・更新後 15 年以上経過し、エネルギー効率が低い照明機器が法定耐用年数以上使用されていることを踏まえ、設置・更新後 15 年を経過している照明については、原則として 2020 年度までに LED 照明への切替えを行う。

② LED 照明及び H f 蛍光灯以外の照明機器（F L 蛍光灯等）は、LED

照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、設置年数が古いものから順に、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。

- (3) (1) 及び (2) のLED照明導入の際には、原則、調光システムを併せて導入する。
- (4) 既存照明の入替え時については、リース方式により契約¹を行うなど、費用の平準化を図ることが望ましい。なお、リース方式による場合にも、調光システム付きのものを採用することとする。
- (5) (2) ①②以外のものについては、2020年度の政府実行計画の見直しの際に、LED照明の効率性向上や価格低下の状況を踏まえ、LED照明への早期切替えに関する具体的な方針を検討することとする。

¹財政法第15条第3項では国庫債務負担行為の年限について当該会計年度以降5ヵ年度以内と規定されているため、LED照明及び調光システムのリース期間は最長で5年となる。

政府実行計画の実施の支援体制について

平成 28 年 5 月 13 日
地球温暖化対策推進本部
幹事会 申合せ

1. 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づく関係府省の取組について、関係府省における効果的な取組に関する情報の提供などの技術的支援を行うため、地球温暖化対策推進本部幹事会の下に、以下のメンバーからなる支援チームを設ける。

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

環境省地球環境局地球温暖化対策課長

経済産業省産業技術環境局環境政策課長

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室長

2. 地方環境事務所、地方経済産業局及び地方整備局等は、政府実行計画に基づく地方における効果的な取組に関する情報提供を行うこととする。